

# 光が丘春の風小学校保護者と教職員の会規約

## 1 名称

この会は「光が丘春の風小学校保護者と教職員の会」と称し、事務局を光が丘春の風小学校内に置く。

## 2 会員

この会の会員は本校児童の保護者及び教職員とする。

## 3 目的

この会は保護者と教職員が相互に理解し協力して、家庭と学校と地域社会における児童の幸福と健やかな成長を図ると共に、会員の親睦を深めることを目的とする。

## 4 方針

- (1) 全会員が積極的に参加する会を目指す。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利目的の行為は行わない。

## 5 入退会

この会への入退会方法は、次のとおりとする。

- (1) この会への入会希望者は、入会届を提出する。
- (2) この会からの退会は、下記の通りとする。
  - 1 子の卒業または勤務校の変更により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって自動的に退会とする。
  - 2 転居またはその他の事由により退会を希望する者は、原則、退会を希望する月の1か月前までに退会届を会長に提出することでこの会を退会することができる。なお、退会の申し出がない場合、会員資格は1年毎に自動的に更新するものとする。

## 6 役員

- (1) この会の役員の最低人数は、次のとおりとする。  
会長1名（保護者） 副会長3名（保護者2名・副校長1名）  
書記4名（保護者3名・教職員1名） 会計3名（保護者2名・教職員1名）  
※ただし、次年度活動計画立案時に会長が増員を提案し役員が賛成した場合、各役職の増員ができる。
- (2) 役員の任務は次のとおりとする。
  - 1 会長はこの会を代表し会を統括すると共に、総会・役員会・運営委員会を招集する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその代理を行う。
  - 3 書記は総会資料の作成と記録、この会の活動記録や関係書類を作成する等の庶務を行う。  
また、各種文書の保管・整理を行う。
  - 4 会計は総会に提出する予算案・決算書の作成やこの会の会計事務を執行する。

## 7 役員及び代表委員の選出と任期

- (1) 役員は選考委員会により選出する。
- (2) 役員の任期は1年とする。ただし再任することができる。
- (3) 代表委員は次年度活動計画立案時に運営委員会にて活動に必要な人数を定め、募集する。ただし、募集した人数に満たない場合には、活動内容の縮小等を運営委員会で決定することができる。
- (4) 代表委員の任期は1年とする。ただし再任することができる。

## 8 総会

- (1) 総会は全会員で構成されたこの会の最高議決機関である。
- (2) 総会は定期総会と臨時総会とし、適宜の方法で開催する。
- (3) 定期総会は年1回とする。
- (4) 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または全会員（本校児童を複数持つ家庭も含め、1家庭につき1名の保護者で足りる。以下同じ。）の1/3以上の要求があった場合に開催する。
- (5) 総会は所定の期限までに提出された委任状および議決権行使書（メール等の通信手段によるものを含む）を含めて全会員の過半数の出席をもって成立する。
- (6) 総会の議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

## 9 役員会

- (1) 役員会は全役員で構成される。ただし、会長は必要に応じ各委員長に出席を求めることができる。
- (2) 役員会は運営委員会が円滑に行われるよう議題等の調整を行うと共に、緊急事項についての検討・調整をする。

## 10 運営委員会

- (1) 運営委員会は役員・校長・代表委員で構成する。
- (2) 運営委員会は総会の議決に基づいて運営していく。

## 11 運営委員会の活動内容

- (1) 学級・学年活動を推進する。
- (2) 代表委員は次の委員会のいずれかに所属する。  
文化委員会          広報委員会          校外委員会          選考委員会  
なお、教職員の中からも各委員会に1名ずつ所属する。

## 12 選考委員会

- (1) 選考委員会は代表委員から選出する。教職員からは副校長が所属する。ただし、選考委員の減員を望む場合は、児童数を考慮し役員会で人数を決定することができる。
- (2) 選考委員の任期は1年とする。ただし、1年に限って再任することができる。
- (3) 選考委員は役員候補になることはできない。
- (4) 次年度の役員の選考は2月中までに行い、総会の承認により決定とする。

## 13 会計

- (1) この会の経費は会費その他をもってこれにあてる。
- (2) 会費は家庭数とし、年額1000円とする。ただし、役員及び代表委員の委員長・副委員長の家庭においては任期中の会費の支払いを免除するものとする。
- (3) この会の会計は仮決算をもって総会に報告し、会計監査を経た決算書を書面、その他適宜の方法で報告する。
- (4) 会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。
- (5) 前期（4月～9月末）に転入した会員の会費は、1000円、後期（10月～3月末）に転入した会員の会費は、500円とする。
- (6) 前期中（4月～9月末）に転出等により退会する会員の会費は、会員より申し出のあった場合に限り、後期分（10月～3月末）500円を当該会員に返金する。

## 14 会計監査

- (1) 会計監査は会員の中から選出し、この会の会計についての監査を行う。
- (2) 会計監査は3名（保護者2名・教職員1名）とする。

## 15 慶弔規定

- (1) 会員・児童・教職員の配偶者の死亡          5000円
- (2) 特別な場合については役員会で協議決定し、運営委員会に報告する。

## 16 保護者による任意団体について

この会は、光が丘春の風小学校の保護者と教職員のみで構成される以下の任意団体に対して会議室の使用を認める。

- 1 卒業対策委員会…6年保護者が感謝の会の開催及び卒業アルバム製作補助のために任意で組織する団体。
- 2 春風オヤジ会…本会会員が学校行事の円滑な運営に協力するために任意で組織する団体。

## 17 個人情報の保護

この会が3に規定する目的を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理について、個人情報取扱規程を別に定める。

## 18 規約の改廃

この規約は総会において出席者の2/3以上の承認をもって改廃することができる。

付則 この規約は、平成22年5月22日より実施  
この規約は、平成25年5月11日 一部改正  
この規約は、平成27年5月9日 一部改正 平成27年5月9日 施行  
この規約は、平成28年4月28日 一部改正 平成28年4月1日 施行  
この規約は、平成30年3月14日 一部改正  
この規約は、令和3年3月13日 一部改正 令和3年4月1日 施行  
この規約は、令和4年3月14日 一部改正 令和4年4月1日 施行  
この規約は、令和6年3月11日 一部改正 令和6年4月1日 施行  
この規約は、令和8年3月16日 一部改正 令和8年4月1日 施行